漁業法第 11 条の規定に基づく 免許の内容たるべき事項など

(区 画 漁 業 権)

平成25年広島県告示第432号の別冊6冊のうち6

三原市, 尾道市, 福山市 海面

免許予定日 平成25年9月1日

存 続 期 間 免許の日から 平成 30 年 8 月 31 日まで

申請期間 平成25年5月16日から 平成25年7月15日まで

- 1 公示番号 区第384号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 三原市幸崎町能地漁港地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 三原市幸崎能地4丁目能地漁港西埋立地親水護岸下段遊歩道の西 側付け根

" 2 " 西側の国道 185 号線路側

帯に設置された三原市能地基準点 No. 2 の金属鋲前の護岸点

ア 1から尾道市瀬戸田町生口島観音山山頂を見通す線上15メートルの所

ルの所

ウ 2から生口島西端を見通す線上125メートルの所

- 3 地元地区 三原市
- 1 公示番号 区第385号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 東尾道県営物揚場南東角

" 2 松永湾干拓地南東角の排水口中央 (㈱ケンスイ南側道路の北側の 線の延長線と護岸との交点) から護岸沿い北へ 50 メートルの所

ア 1 から尾道市浦崎町カガラ山の高(164 メートル)を見通す線上 295 メートルの所

イ "

245 メートルの所

ウ 2からカガラ山の高(164メートル)を見通す線上220メートル

の所

の所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第386号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市高須町,福山市高西町松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアの4直線によって囲まれた区域

基 点 1 尾道市東尾道尾道地区衛生施設組合共同排水施設敷地の西側の線 を南へ延長した線と護岸との交点から護岸沿い東へ280メートル

の所

" 2 松永湾干拓地南東端(送電線鉄塔から最短距離の護岸点)

ア 1から尾道市浦崎町カガラ山の高を見通す線上460メートルの所

イ 330メートルの所

ウ 2から浦崎町手城鼻から東へ1番目の鼻を見通す(163度)線上

300メートルの所

エ

500メートルの所

3 地元地区 尾道市山波町

1 公示番号 区第387号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業のり養殖業11月1日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によって囲まれた区域。ただ1、海底電線促業区域な除く

て囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。

基 点 1 加島城ヶ鼻北西端

" 2 " 西端

" 3 " 南西端

ア 1から尾道市向島町大山の高(105 メートル)を見通す(305 度

					30 分	分)線 .	上 190 メー	ートルの所	Î			
		イ			IJ							
					IJ		90 メー	トルの所				
	ウ				2から向島町上江府島北端を見通す線上 110 メートルの所							
		工			3 カシ	ら向島	島町観音崎	fを見通す	線上 140	メートル	の所	
	オ				" 250 メートルの所							
	カ				2から上江府島北端を見通す線上 230 メートルの所							
3	3 地元地区				尾道市山波町							
1	公示	公示番号			区第	3 8 8	3 号					
2	免許	免許の内容たるべき事項										
	(1)	(1)漁業種類				名	称		時	期		
	第1種区画漁業			[画漁業		のり	養殖業		11月	1日から	翌年3月31日まで	
	(2)	(2)漁場の位置及び区域										
	漁場の位置			置	尾道	市向東	東町加島地	先				
		漁場の区域			次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キク,クケ,ケコ,							
				コアを結んだ 10 直線によって囲まれた区域								
		基	点	1	加島	城ヶ鼻	鼻北東端 ((東鼻)				
		IJ		2	IJ	東端						
		"		3	IJ	南端						
		ア			1 か	ら尾道	直 市浦崎町	「カガラ山	の高(16	4 メート	・ル)を見通す線上	
					130	メート	・ルの所					
		1			IJ							
					230	メート	ルの所					
	ウ			2から尾道市百島町百島北端(女男石鼻)を見通す線上 280メー								
					トル	の所						
		工			"			の高	を見通す	線上 250	メートルの所	
		才			"	福山	山市内海町	「横島小脇	ノ鼻の高	(111 🗡	ニートル)を見通す	
					線上	380 >	メートルの	所				
		力			3 か	ら百島	島町彦崎を	見通す線	上 250 メ	ートルの	所	
		キ			IJ				150 メ	ートルの)所	
		ク			2カュ	ら横島	島南西端を	見通す線	上 330 メ	ートルの	所	
		ケ			"	百島	島の高を見	通す線上	150 メー	トルの所	Î	
		コ			IJ		北端(女	(男石鼻)	を見通す	線上 180	メートルの所	

3 地元地区 尾道市山波町

- 1 公示番号 区第389号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市東尾道松永湾干拓地地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 東尾道県営物揚場南西角

" 2 " 松永湾干拓地南東角の排水口中央(㈱ケンスイ南側道路の 北側の線の延長線と護岸との交点)から護岸沿い北へ261メート ルの所(護岸取り付け部北東角)

ア 1 から尾道市浦崎町戸崎の鼻東端を見通す線上 445 メートルの所 385 メートルの所

ウ 2から浦崎町手城鼻北端を見通す線上 460 メートルの所 エ 520 メートルの所

- 3 地元地区 尾道市向東町,山波町,新高山1~3丁目,東尾道
- 1 公示番号 区第390号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類名 称時 期第1種区画漁業わかめ養殖業10月1日から翌年4月30日まで
 - (2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町歌地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向東町大磯鼻東端

- ッ 2 1から護岸沿い西へ140メートルの所(護岸階段西側付け根)
- 13 向東町女法崎北東側のコンクリート護岸南端から護岸沿い北へ 138メートルの所
- " 4 尾道市浦崎町戸崎久保の鼻北西端
- " 5 " 南西端の鼻
- ア 2から5を見通す線上110メートルの所
- ウ 3から4を見通す線上150メートルの所
- エ 1 を見通す線上 130 メートルの所

- 3 地元地区 尾道市向東町,山波町,新高山1~3丁目,東尾道
- 1 公示番号 区第391号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町加島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 加島一番浦東端

" 2 *"* 東端

ア 1 から尾道市浦崎町カガラ山の高(164 メートル)を見通す線上 100 メートルの所

イ "

200メートルの所

ウ 2からカガラ山の高(164メートル)を見通す線上 200メートル

の所

エ ウからイウを結んだ直線と直角に南西へ100メートルの所

- 3 地元地区 尾道市向東町,山波町,新高山1~3丁目,東尾道
- 1 公示番号 区第392号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向東町松本新開地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 松本新開南側防波堤南側付け根から護岸沿い南へ 90 メートルの 所(南側防波堤から1番目のスペリ付け根中央)

ア 1から50度170メートルの所

エ 120メートルの所

3 地元地区 尾道市向東町

1 公示番号 区第393号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年4月30日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区域

基 点 1 向島町干汐漁港南側防波堤付け根から護岸沿い南へ 215 メートル のスベリ北側付け根

280 メートル

の所

ア 1から上江府島南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)を見通す

線上330メートルの所

イ "

″ 430メートルの所

ウ 2から尾道市向東町加島の高(104 メートル)を見通す線上 435

メートルの所

メートルの所

3 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第394号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町串山地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 向島町向島町漁協埋立地(南側)東角

" 2 " 干汐漁港北側漁港用地北側付け根から護岸沿い北へ37メ

ートルの所

ア 1から尾道市向東町加島北端を見通す線上10メートルの所

イ 180メートルの所

ウ 2から向島町上江府島北端を見通す線上240メートルの所

3 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第395号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 尾道市向島町上江府島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区は

域

基 点 1 上江府島北西端

" 2 " 南西端から北西へ1番目の鼻(人形岩)

ア 1から向島町干汐漁港南側防波堤南側付け根から防波堤沿い東へ

58メートルの防波堤角を見通す線上150メートルの所

イ "

" 50 メートルの所

ウ 2から干汐漁港南側防波堤から護岸沿い南へ215メートルのスベ

リ北側付け根を見通す線上50メートルの所

エ

" 150 メートルの所

4 地元地区 尾道市向島町

1 公示番号 区第396号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市田尻町地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区

域

基 点 1 田尻町田尻漁港南側防波堤突端から防波堤沿い南へ7メートルの

所

ッ 2 福山市水呑町と田尻町との海岸線における境界

ア 1から福山市走島町走島東端を見通す線上 2,350 メートルの所

イ 1 600メートルの所

ウ 2から走島町袴島の高を見通す線上250メートルの所

エ 2,000メートルの所

3 地元地区 福山市田尻町

1 公示番号 区第397号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市水呑町竹ヶ端地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オアの5直線によって囲まれた区

域

基 点 1 竹ヶ端突端

ア 1から60度310メートルの所

イ 80度390メートルの所

ウ 110度280メートルの所

エ 117度240メートルの所

オ 110度110メートルの所

3 地元地区 福山市水吞町, 箕島町

1 公示番号 区第398号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市田尻町地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ6直線によってアルルルトログ

て囲まれた区域

基 点 1 田尻町田尻漁港南側埋立地南側付け根

ッ 2 1から護岸沿い南へ274メートルの所(スベリ北側護岸付け根)

3 2から護岸沿い南へ192メートルの所(電柱基礎北東角)

ア 1から121度45分37メートルの所

イ 140度30分109メートルの所

ウ 2から63度50分107メートルの所

エ 84度45分158メートルの所

オ 3から103度50分155メートルの所

カ 25メートルの所

3 地元地区 福山市田尻町

1 公示番号 区第399号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町走島神原地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キアを結んだ7直線 によって囲まれた区域

基 点 1 走島神原の端

" 2 " 軍艦石

" 3 " 小山の鼻

ア 1から走島町鴻の石灯台を見通す(334度)線上300メートルの

所

イ 福山市箕島町箕沖埋立地南角を見通す(357度30分)線上

900メートルの所

ウ 2から箕沖埋立地東角を見通す (1度30分)線上880メートルの

所

エ 岡山県笠岡市北木島高山鼻を見通す(70度)線上850メー

トルの所

オ 3から笠岡市梶子島の高を見通す(50度)線上600メートルの所

カ 200メートルの所

キ 2から梶子島南端を見通す(58度)線上380メートルの所

3 地元地区 福山市走島町

1 公示番号 区第400号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町走島南浦,金山鼻地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キアを結んだ7直線

によって囲まれた区域

基 点 1 走島走漁港(唐船地区)北側防波堤突端

	<i>y</i> 2	" 金山鼻南端					
	<i>"</i> 3	" 走漁港(浦友地区) 南側防波堤南側付け根					
	<i>"</i> 4	" 鵜の糞の鼻					
	ア	1 から走島町袴島南端を見通す(51 度)線上 380 メートルの所					
	1	" 530メートルの所					
	ウ	2から岡山県笠岡市大飛島南西端を見通す (91度) 線上 600メー					
		トルの所					
	工	n 六島の高を見通す(118 度)線上 900 メート					
		ルの所					
	才	4から走島町宇治島火打石の鼻を見通す(173度)線上1,600メ					
		ートルの所					
	カ	3 から火打石の鼻を見通す(141 度)線上 730 メートルの所					
	キ	2から大飛島南西端を見通す(91 度)線上 150 メートルの所					
3	地元地区	福山市走島町					
1	公示番号	区第401号					
2	免許の内容たるべき	5事項					
	(1)漁業種類	名 称 時 期					
	第1種区画漁業	後 のり養殖業 10月1日から翌年3月31日まで					
	(2)漁場の位置及び	が区域 アンドロー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・					
	漁場の位置	福山市走島町加治屋島地先					
	漁場の区域	次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キアを結んだ7直線					
		によって囲まれた区域。ただし,海底電線の保護区域を除く。					
	基 点 1	加治屋島北端					
	<i>y</i> 2	走島町走島走漁港(本浦地区)中防波堤北西角					
	<i>II</i> 3	』 出崎の鼻					
	<i>II</i> 4	11 鵜の糞の鼻					
	ア	1から福山市鞆町鞆港東側防波堤突端を見通す (306度)線上 540					
		メートルの所					
	イ	<i>"</i> 140					
		メートルの所					
	ウ	2から鞆町津軽島南端を見通す(292度)線上700メートルの所					
	工	3から加治屋島(南側の島)西端を見通す線上650メートルの所					
	才	』 310 メートルの所					
	カ	4から福山市内海町当木島南端を見通す(266度)線上900メー					
		トルの所					

- 3 地元地区 福山市走島町
- 1 公示番号 区第402号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類名 称 時 期第1種区画漁業のり養殖業10月1日から翌年3月31日まで
 - (2) 漁場の位置及び区域

IJ

漁場の位置 福山市走島町袴島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線とオカ,カキ,キク,クケ,ケオを結んだ5直線によって囲まれた区域

基 点 1 袴島北端

" 2 *"* 南端

3 " 北西端

ア 1 から岡山県笠岡市稲積島西端を見通す (14 度) 線上 150 メート

エ 3から福山市沼隈町阿伏兎南端を見通す(275 度)線上240メートルの所

オ 1 から稲積島西端を見通す (14 度) 線上 1,250 メートルの所

カ 2から大飛島の高を見通す (113度) 線上1,150メートルの所

キ 162度680メートルの所

ク 3 から阿伏兎南端を見通す(275 度)線上 430 メートルの所

- 3 地元地区 福山市走島町
- 1 公示番号 区第403号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類名 称 時 期第1種区画漁業のり養殖業10月1日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市走島町宇治島地先

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケアを

結んだ9直線によって囲まれた区域

基 点 1 宇治島火打石の鼻

" 2 " 大釜の端

" 3 *"* 東端

4 # 南東端

ア 1から走島町走島鵜の糞の鼻を見通す (317度) 線上 180メート

ルの所

1,040 メー

トルの所

ウ 3から走島町袴島南端を見通す(357度)線上980メートルの所

エ 岡山県笠岡市六島西端を見通す (103 度 30 分) 線上 950 メ

ートルの所

オ 4から香川県三豊市託間町箱室浜北端を見通す(118度)線上

1,080 メートルの所

ートルの所

キ " 150メ

ートルの所

ク 3 から観音寺市伊吹島東端を見通す(166 度)線上 550 メートル

の所

ケ 六島西端を見通す (103 度 30 分) 線上 160 メートルの所

コ 2から笠岡市大飛島西端を見通す(46度)線上130メートルの所

3 地元地区 福山市走島町

1 公示番号 区第404号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市沼隈町能登原小桜地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区

域

基 点 1 沼隈町能登原(有)岩船水産桟橋西側付け根から護岸沿い南西へ5 メートルの所

千年漁業協同組合敷地東角から護岸沿い南西へ9.5 IJ 2 メートルの所 1から沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上130メートルの所 T 50メートルの所 ウ 2から能登原本谷川河口左岸角を見通す線上50メートルの所 工 130メートルの所 3 地元地区 福山市沼隈町 1 公示番号 区第405号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 時 期 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市沼隈町草深茂美島地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 基 点 1 茂美島グレーン場架台東側付け根(護岸との交点) IJ 2 船だまり防波堤西側付け根から防波堤沿い南東へ 50 メー トルの所(付け根から1番目の曲がり角) T 1から福山市内海町矢ノ島埋立地西角を見通す線上180メートル の所 IJ 85 メートル 1 の所 2から矢ノ島の西側の鼻北端を見通す線上40メートルの所 ウ 工 140メートルの所 3 地元地区 福山市沼隈町 1 公示番号 区第406号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 時 期 10月1日から翌年4月30日まで 第1種区画漁業 わかめ養殖業 (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市内海町当木島地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オアを結んだ5直線によって囲ま れた区域 当木島西側中の鼻 基 点 1

ア 1から尾道市因島鏡浦町梶ノ鼻を見通す線上300メートルの所 向島町高見山の高を見通す線上400メートルの所 イ 百島彦崎の鼻を見通す線上300メートルの所 ウ 工 100メートルの所 オ 梶ノ鼻を見通す線上100メートルの所 3 地元地区 福山市内海町横島 1 公示番号 区第407号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 期 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 漁場の区域 域 基 点 1 横田漁港東側防波堤突端 IJ 1から防波堤沿い東へ100メートルの所 T 1から田島西端を見通す線上300メートルの所 400メートルの所 1 ウ 2から339度400メートルの所 工 300メートルの所 3 地元地区 福山市内海町横島 1 公示番号 区第408号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 時 期 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市内海町横島小入僧地先 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域 基 点 1 横島小入僧の南鼻 IJ 〃 手の型岩北端 T 1から内海町田島高山の高を見通す線上50メートルの所 150 メートルの所 イ

ウ

2から高山の高を見通す線上150メートルの所

工 50メートルの所 3 地元地区 福山市内海町横島 区第409号 1 公示番号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 時 期 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで (2)漁場の位置及び区域 福山市内海町田島番川原,大浦地先 漁場の位置 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キクを結ぶ7直線と クアを距岸80メートルで結んだ線によって囲まれた区域 基 点 1 番川原の小川河口右岸角 IJ 2 田島賽の神の西鼻 3 〃 船津の小川河口中央 IJ 4 " 福山西警察署田島駐在所前のスベリ中央 IJ ッ 大浦川河口左岸角(大浦の船だまり防波堤西側付け根から護 IJ 5 岸沿い西へ67メートルの所) ア 1から尾道市片平礁の灯台を見通す線と距岸80メートルの線と の交点 上 200 メートルの所 イ ウ 2から片平礁の灯台を見通す線上200メートルの所 3から尾道市百島北東端を見通す線上200メートルの所 工 4から福山市沼隈町クリクワゾワイを見通す線上200メートルの オ 所 力 5から内海町大が瀬灯台を見通す線上250メートルの所 丰 130 メートルの所 4からクリクワゾワイを見通す線と距岸80メートルの線との交 ク 3 地元地区 福山市内海町田島 1 公示番号 区第410号 2 免許の内容たるべき事項 (1)漁業種類 名 時 期 称 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで

15

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島天満地先

次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によっ 漁場の区域 て囲まれた区域 基 点 1 田島大浦物揚場埋立地東側付け根 2 " 天満川河口左岸角 IJ IJ 3 川 旧幸崎フェリー発着場防波堤北側付け根から西へ2番目の階 段東側付け根から護岸沿い東へ38メートルの所 T 1から内海町大が瀬灯台を見通す線上60メートルの所 1 200メートルの所 2から福山市沼隈町大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通 ウ す(348度30分)線上200メートルの所 工 3から沼隈町常石造船所東端のドック東側ウインチ置場南角を見 通す線上200メートルの所 才 IJ 60メートルの所 力 2から大越の船だまり北側尾根の送電線鉄塔を見通す(348度30 分)線上60メートルの所 3 地元地区 福山市内海町田島 1 公示番号 区第411号 2 免許の内容たるべき事項 (1)漁業種類 名 称 期 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市内海町田島牛ノ首地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によっ て囲まれた区域 牛ノ首北西端 基 点 1 2 1から海岸沿い南へ100メートルの所 IJ T 1から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線上200メートルの所 100メートルの所 イ ウ 314度 140 メートルの所 2から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所 工

16

1から306度310メートルの所

福山市内海町田島

オ

カ

3 地元地区

300メートルの所

1 公示番号 区第412号 2 免許の内容たるべき事項 (1)漁業種類 時 期 名 称 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月20日まで (2)漁場の位置及び区域 福山市内海町矢ノ島地先 漁場の位置 漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域 基 点 1 矢ノ島西端 IJ 2 IJ 北端 ア 1 から 320 度 210 メートルの所 1 334度 290 メートルの所 ウ 2から 50度 210 メートルの所 78度150メートルの所 エ 3 地元地区 福山市内海町田島 1 公示番号 区第413号 2 免許の内容たるべき事項 (1) 漁業種類 名 称 時 期 9月20日から翌年2月20日まで 第1種区画漁業 のり養殖業 (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市内海町田島小箱地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 基 点 1 田島馬場崎南の三叉路の北側交点前護岸点から護岸沿い南へ92 メートルの所 ッ箱崎漁港北側防波堤北側付け根から護岸沿い北へ103メート IJ 2

ア 1から福山市沼隈町阿伏兎灯台を見通す線上20メートルの所

120メートルの所

ウ 2から福山市走島町走島南西端を見通す(106度30分)線上120メ

ートルの所

ルの所

工 " 20 メ

ートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1

- 1 公示番号 区第414号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カキ,キク,クケ,ケコ, コアを結んだ 10 直線によって囲まれた区域

基 点 1 3から海岸沿い西へ550メートルの所

" 2 " 400メートルの所

ッ 3 田島獅子落の鼻

4 # 鼻ぐりの鼻

" 5 " 二本松の鼻

7から海岸沿い西へ100メートルの所

ップロ島日和山の鼻

ア 1から愛媛県越智郡上島町魚島の高を見通す線上900メートルの

ולו

イ 2から上島町高井神島西端を見通す線上500メートルの所

エ 3から上島町江の島西端を見通す線上250メートルの所

オ 4から香川県観音寺市円上島東端を見通す線上250メートルの所

カ 5から円上島東端を見通す線上250メートルの所

キ 7から円上島東端を見通す線上250メートルの所

ク 6から円上島東端を見通す線上500メートルの所

ケ 4から円上島東端を見通す線上950メートルの所

コ 3から江の島西端を見通す線上850メートルの所

- 3 地元地区 福山市内海町田島
- 1 公示番号 区第415号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年3月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町横島巳の浜地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基 点 1 横島越後の鼻東側のコンクリート護岸西端から海岸沿い南西へ 70メートルの所(波消ブロック防波堤の西側付け根) IJ 2 " 巳の浜西の鼻の突端 3 ル 地蔵鼻東端 IJ ア 1から愛媛県越智郡上島町江の島東端を見通す線上150メートル の所 1 2から上島町百貫島灯台を見通す線上50メートルの所 ウ 3から上島町魚島西端を見通す線上50メートルの所 500メートルの所 工 オ 2から百貫島灯台を見通す線上500メートルの所 1から江の島東端を見通す線上400メートルの所 力 3 地元地区 福山市内海町田島 区第416号 1 公示番号 2 免許の内容たるべき事項 (1)漁業種類 名 称 期 第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市沼隈町阿伏兎地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によっ て囲まれた区域 基 点 1 阿伏兎観音石 2 沼隈町阿伏兎垂れ水の鼻 IJ と福山市鞆町との海岸線における境界 (大石) IJ 1から香川県観音寺市円上島西端を見通す線上100メートルの所 T イ 150メートルの所 ゥ 2から愛媛県越智郡上島町江の島西端を見通す線上360メートル の所 3から円上島西端を見通す線上500メートルの所 工 オ 150 メートルの所 力 2から円上島西端を見通す線上100メートルの所 3 地元地区 福山市内海町田島 1 公示番号 区第417号 2 免許の内容たるべき事項

名

称

期

時

(1)漁業種類

第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年2月末日まで (2)漁場の位置及び区域 漁場の位置 福山市鞆町平地先 漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オアを結んだ5直線 によって囲ま

れた区域。ただし、鞆町津軽島の距岸10メートルの区域を除く。

基 点 1 鞆町狐崎

3

ップリング 2 ップ 玉津島西端

ア 1から157度30分500メートルの所

津軽島南端

イ 100メートルの所

ウ 2から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上100メートルの所

エ # 480メートルの所

オ 3から沖のハチカサの瀬灯標を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第418号

2 免許の内容たるべき事項

IJ

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島横田漁港地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

*

基 点 1 横田漁港東側防波堤突端

2 1から防波堤沿い東へ100メートルの所

ア 1から田島西端を見通す線上150メートルの所

ウ 2から339度300メートルの所

エ 150メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第419号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

あさり垂下式養殖業 "

(2) 漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島内浦地先

漁場の区域 次のオア、アイ、イウ、ウエを結んだ4直線とエオを距岸50メー

トルで結んだ線とによって囲まれた区域

基 点 1 田島旧幸崎フェリー発着場南側駐車場の南側付け根

2 1から護岸沿い南へ270メートルの所

" 3 田島黒越鼻西側付け根の護岸内角から護岸沿い北へ56メートル の所

4 # 東端

ア 1から3を見通す線と2から田島牛ノ首北端を見通す線との交点

イ 2から牛ノ首北端を見通す線上 750メートルの所

ウ 4から田島白橋の南の鼻を見通す線上130メートルの所

エ と距岸 50 メートルの線との

交点

オ 3から1を見通す線と距岸50メートルの線との交点

3 地元地区 福山市内海町田島

1 公示番号 区第420号

2 免許の内容たるべき事項

(1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町田島牛ノ首地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオ,オカ,カアを結んだ6直線によって囲まれた区域

基点 1 2から海岸沿い北へ78メートルの所

" 2 牛ノ首南端 (親水護岸北側の石垣護岸の北端)

』 3 田島箱崎漁港(寺山地区)西埋立地西親水護岸上端南西角から護

岸沿い北東へ64メートルの所

ア 1から田島釜谷川河口中央を見通す線上150メートルの所

イ 2 から田島黒越鼻を見通す (251 度 30 分) 線上 200 メートルの所

エ 3から黒越鼻の登山道入口を見通す線上80メートルの所

オ # 420メートルの所

カ 1から釜谷川河口中央を見通す線上300メートルの所

3 地元地区 福山市内海町田島

- 1 公示番号 区第421号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 1月1日から12月31日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市内海町矢ノ島地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エオを結んだ4直線とオアを距岸20メートルで結んだ線によって囲まれた区域

基 点 1 内海町田島箱崎漁港(寺山地区)東埋立地の防波堤東側付け根

" 2 " 馬場崎の西側県道護岸の階段西側付け根から護岸沿南

西に20メートルの所

" 3 *"* 北端

ア 1から矢ノ島東端を見通す線と距岸20メートルの線との交点

ウ 3から矢ノ島北端を見通す線上230メートルの所

エ 30メートルの所

オ 2から福山市沼隈町岩船の鼻を見通す線と距岸 20 メートルの線との交点

- 3 地元地区 福山市内海町田島
- 1 公示番号 区第422号
- 2 免許の内容たるべき事項
 - (1)漁業種類 名 称 時 期

第1種区画漁業 のり養殖業 11月1日から翌年2月末日まで

(2)漁場の位置及び区域

漁場の位置 福山市鞆町、沼隈町、内海町地先

漁場の区域 次のアイ,イウ,ウエ,エアを結んだ4直線によって囲まれた区 域

基 点 1 沼隈町阿伏兎観音石から護岸沿い東へ150メートルの所

" 2 鞆町狐崎

ア 1から159度30分4,000メートルの所

イ 2,500メートルの所

ウ 2から157度2,210メートルの所

エ 158度3,730メートルの所

3 地元地区 福山市内海町